

小中一貫校 児童生徒の全市募集について

9年間で未来につながる学力を！

充実した学び 小・中学校教員の協働・連携した指導 行事等における小・中学生の異学年交流

伸ばすチャレンジ精神 漢字や英語等の各種検定参加 小学生からの部活動参加 等

詳細な学校案内をご希望の場合は、9月以降に通学区域の小・中・義務教育学校、各区役所にて配架するパンフレットをご覧ください。
また、学校公開・学校説明会でもお渡しすることができます。

学校名	対象	学校公開日 ※保護者のみ見学可	学校説明会(授業公開含む) ※児童も見学可 ※保護者同伴に限る
やたなか小中一貫校 (矢田小学校・矢田南中学校) 〒546-0023 東住吉区矢田3-4-27 TEL 06-6698-1521	大阪市在住で、令和8年度に 小学校1年生、 義務教育学校 1年生、中学 校1年生、義務 教育学校7 年生になる児 童	9月12日(金) 10:35~11:20 ※見学については、電話にて事前にご相談ください。	9月12日(金) (授業公開) 10:35~11:20 (学校説明会) 11:30~12:00
小中一貫校 むくのき学園 (啓発小学校・中島中学校) 〒533-0033 東淀川区東中島4-8-38 TEL 06-6322-0120(小学校) TEL 06-6322-0333(中学校)		9月5日(金) (学校説明会) 13:30~13:45 (授業公開) 13:45~14:35 ※部活動の見学ができます。 【追加日程】9/8(月)~9/12(金)の期間 学校説明会を随時開催 ※電話で事前に申込みしてください。	
いまみや小中一貫校 (新今宮小学校・今宮中学校) 〒557-0016 西成区花園北1-8-32 TEL 06-6631-2811(小学校) TEL 06-6631-2711(中学校)		9月4日(木) 9月5日(金) [9/4]9:50~11:35 [9/5]13:50~16:50 ※5日(金)は部活動の見学ができます。	9月6日(土) (授業公開) 9:40~11:20 (学校説明会) 11:30~12:15 ※参加を希望される場合は、事前に電話連絡をお願いします。
咲洲みなみ小中一貫校 (南港みなみ小学校・南港南中学校) 〒559-0033 住之江区南港中3-5-14 TEL 06-6614-0020(小学校) TEL 06-6614-0600(中学校)		9月3日(水) 9月4日(木) [9/3]9:00~12:40 [9/4]14:00~16:30 ※4日(木)は部活動の見学ができます。	9月6日(土) (学校説明会) 10:00~10:30 (授業公開) 10:50~11:40 ※授業公開後に部活動の見学ができます。
日本橋小中一貫校 (浪速小学校・日本橋中学校) 〒556-0004 浪速区日本橋西1-7-6 TEL 06-6632-7046(小学校) TEL 06-6633-3751(中学校)		9月11日(木) 13:35~15:25 ※スリッパをご持参ください。	9月11日(木) 15:30~16:00 ※説明会後に部活動の見学ができます。
中之島小中一貫校 (中之島小学校・中之島中学校) 〒530-0005 北区中之島6-1-53 TEL 06-6441-0360		9月4日(木) 9月5日(金) [9/4]9:40~11:20 [9/5]13:30~15:20 ※学校ホームページに掲載している入校証に必要事項を記載の上、当日持ってきてください。	9月5日(金) (授業公開) 13:30~15:20 (学校説明会) 15:30~16:15 (部活動見学会) 16:15~17:00 ※学校ホームページに掲載している入校証に必要事項を記載の上、当日持ってきてください。

学校公開・学校説明会の日程につきましては、都合により変更する場合があります。詳しくは学校のホームページをご覧ください。

問合せ先 大阪市教育委員会事務局 総務部 学事課 TEL 06-6208-9114

※学校公開・学校説明会の内容等詳細につきましては、各学校まで直接お問い合わせください。

指定校変更について (学校選択制とは異なる取り扱いです)

児童・生徒が就学する市立の小・中学校は、令和7年12月下旬に送付します「就学通知書」によって指定された学校ですが、相当な理由がある場合は、その指定された学校以外への就学が、区長の許可により認められる場合があります。

就学校の変更の許可事項は次のとおりです。

- 住宅の新築や購入により1年以内に区内に転居することが確実であり、あらかじめ転居後の住所の属する通学区域の学校に就学を希望する場合。
- 住宅建て替えに伴い一時的に通学区域外に転居する場合で、就学校として指定されている学校に就学を希望する場合。
- 通学区域外に転居する場合で、引き続き現に在学する学校に就学を希望する場合。ただし、転居する日以前に当該学校の授業日に在学している場合に限る。
- 保護者が労働等により昼間家庭にいないことにより、児童の在宅が困難であるため、保護者勤務地又は保護者に代わる親族の住所の属する通学区域の小学校又は義務教育学校前期課程に就学を希望する場合。
- 障がいのある児童生徒等及びその保護者が、就学相談等を経て、通学区域外の学校の特別支援学級に就学を希望する場合で、指定校変更が必要と認められる場合。
- いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒及びその保護者が転学を希望し、かつ指定校変更することにより就学環境の改善が見込まれる場合。
- 長期の通院加療等、心身的な事情により特に教育的配慮を要する場合。
- 通学上の安全確保に著しく支障が生じていると認められ、特に配慮の必要がある場合。ただし、小学校、義務教育学校前期課程就学予定者及び児童に限る。
- 通学区域の変更に伴い、通学区域校が変更される場合で、現に在学する学校への就学を希望する場合。
- 他の学校への統合が予定されている学校を就学校として指定されている就学予定者が、あらかじめ統合後の学校に就学を希望する場合。ただし、教育委員会が指定する受入可能な学校に限る。
- 通学区域外で、かつ、就学校として指定されている学校を選択できる住所に、入学年度の最初の授業日前までに転居する場合で、当該学校に引き続き就学を希望する場合。
- 施設一体型小中一貫校を就学校として指定され、入学年度の最初の授業日前までに通学区域外に転居する場合で、当該施設一体型小中一貫校に引き続き就学を希望する場合。
- その他指定校変更が必要と認められる場合。
- (2)、(3)、(5)~(7)、(9)~(13)の規定により指定校変更を受けた兄弟姉妹(通学区域校以外の学校を学校選択し就学していた者で、(2)、(3)、(11)、(12)の規定により当該学校に指定を受けた者を除く。)がいる児童生徒等が、当該兄弟姉妹と同じ学校に就学を希望する場合。
- (2)~(11)、(13)、(14)により小学校を卒業するまでの間指定校変更を受けた中学校就学予定者(通学区域校以外の小学校を学校選択し就学していた者で、(2)、(3)、(11)の規定により当該学校に指定校変更を受けた者を除く。)が、当該小学校と同一の通学区域を含む中学校への就学を希望する場合。ただし、(2)、(3)、(11)により指定校変更を受けた者については、転居前の住所の属する通学区域の中学校を希望する場合に限る。

許可事項ごとに必要書類等が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ先:住吉区役所教育文化課 電話 06-6694-9964